

第332回

静岡県内水面漁場管理委員会

議事録

令和5年5月12日

第332回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

1 開催日時 令和5年5月12日（金）午後2時から

2 開催場所 静岡県庁 別館8階 第1会議室A
(静岡市葵区追手町9番6号)

3 議事内容

- (1) 芝川観光非出資漁業協同組合（内共第12号）遊漁規則の変更について 資料1
- (2) 狩野川漁業協同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について 資料2
- (3) 太田川漁業協同組合（内共第20号）遊漁規則の変更について 資料3
- (4) 天竜川漁業協同組合（内共第21号）遊漁規則の変更について 資料4
- (5) 漁業権の切替えについて 資料5
- (6) 公聴会について
- (7) 令和4年度放流実績の続報（報告） 資料6
- (8) その他
 - ア その他の事項について
 - イ 次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	牧野 悠輔	後藤 充宏	大石真衣子	古畑 恵子
	平野 國行	森田 禮治	和泉 誠	服部乃利子
	秋山 信彦	関 いずみ		
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	伊藤 円	安倍 基温	日吉 菜々子	

5 欠席者氏名

○伊藤課長

皆様、本日はお忙しいなか御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第332回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。本日は全委員に出席いただいております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。本日は、令和5年度初めての委員会でございます。人事異動がございましたので、先に紹介させていただきます。事務局につきましては、日吉主事が就任いたしました。新たな体制となり、進めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願ひいたします。

○平野会長

会長の平野です。コロナ五類に移行したこともあり、この度、久しぶりの全員対面による会議を開催できることを、大変嬉しく思います。最後までスムーズな進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○伊藤課長

ありがとうございました。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、平野会長より御指名願います。

○平野会長

それでは、本会の議事録署名人につきましては、古畑委員と森田委員にお願いいたします。

○伊藤課長

なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、平野会長にお願いします。

○平野会長

それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入ります。議事の（1）は「芝川観光非出資漁業協同組合（内共第12号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○安倍主査

それでは、議事1について説明させていただきます。資料1をご覧ください。まず、ローマ数字Ⅰの経緯についてです。今回の遊漁規則の変更の経緯ですが、遊漁者が安心して遊漁を行うため、また、新たな遊漁者を地域に呼び込み遊漁者数を増やすために遊漁規則の変更を行います。具体的には、・地域振興とアユルアー愛好家を呼び込むためにあゆ特定区の新設、・あゆ特定区の新設に伴い、従来の特定区をにじます特定区と具体的に記載、・遊漁禁止区域の記載を具体的な場所に変更することで、禁止区域の明確化を図ること、・遊漁の無料対象層の引き上げにより、従来の小学生から小中学生に変更、になります。

続きましてローマ数字Ⅱの概要として、具体的な変更点について説明します。まず、あゆ特定区の新設です。これまで、あゆ漁業については、全域でルアー釣りを禁止していました。最初に説明したとおり、地域振興とアユルアーの愛好家を呼び込み、遊漁者数を増やすために、特定の区域に限って、アユのルアー釣りを認めるとともに、区域内での採捕数の上限を15匹に設定します。具体的な区域

については、6ページになります。国道469号線から県道398号線に沿って、富士川支流の稻子川があります。この河川で、赤枠内になりますが、柳橋から仲橋にかけておよそ4km亘る区間をあゆ特定区とします。1ページにお戻りください。2です。あゆ特定区の新設に伴い、従来のニジマス、アマゴを対象とした特定区をにじます特定区と具体的に記載することとします。3つ目は、遊漁禁止区域の記載を具体的な場所にすることで、禁止区域の明確化を図ります。具体的には、「富士宮市上井出282番地、白糸滝壺から100メートルの区域」を「富士宮市上井出282番地、白糸滝壺から下流最初の堰堤の区域」に変更します。最後は、遊漁の無料対象者層の引き上げです。これまで、小学生は無料、中学生は遊漁料の半分を支払うことになっていましたが、新たな遊漁者を地域に呼び込み遊漁者数を増やすために中学生までを無料にすることとしました。3ページから5ページまでが漁協から提出された新旧対照表、7ページが漁協から知事宛に提出された遊漁規則変更認可申請書、8ページが知事から内水面漁場管理委員会会長宛の諮問になります。それでは、2ページにお戻りください。

ローマ数字Ⅲの諮問の内容です。今回の諮問内容は、芝川観光非出資漁業協同組合（内共第12号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。なお、下に根拠法令を記載しています。都道府県知事は、遊漁を不当に制限するものでないこと、かつ、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものである場合には、遊漁規則の認可をしなければならないとなっています。「遊漁を不当に制限する」とは、組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮して行う必要最小限度の制限にとどまらない制限と解されます。今回は、遊漁者数を増やすために、漁法の制限を緩めるものであり、これには該当しないと考えております。それでは、御審議よろしくお願ひいたします。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○古畑委員

第3条第2項「期間中における」という制限を記載することは正しいのか。また、第7条第2項で中学生の項目が削除になり、肢体不自由者の同上が無料になっている。誤記ではないか。

○安倍主査

肢体不自由者は従来通り、遊漁料の1/2をいただくことになっている。漁協から遊漁規則が提出される際に、誤解がないよう記入するよう指導する。

○板橋局長

あゆ特定区について、条文では以降「あゆ特定区」の記述がないため、実害はない。「期間中における」という記載で、どのような問題が想定されるか。

○古畑委員

特にない。影響がないようであれば構わない。今後規則を変更する際に、文言を見直す必要があるかもしれない。

○板橋局長

その旨を漁協側に伝えるで問題ないか。

- 古畠委員 問題ない。
- 関委員 背景として、芝川の遊漁者の実態はどうなのか。コロナの影響で減っていた遊漁者がここ1年で戻ってきてている、とか。
- 安倍主査 芝川については、コロナの影響で遊漁者が極端に減ったとは聞いていない。遊漁者からルアーフィッシングの要望があるようで、それも踏まえ、さらに遊漁者を増やすようにということでルアーフィッシングを認めていくということ。
- 和泉委員 疑似おとりというのは、このようなルアーフィッシングことで良いのか。
- 安倍主査 そのようなものであると認識している。
- 和泉委員 リールは使用するのか。
- 安倍主査 リールは使用する。
- 和泉委員 友釣りと区域は同じであるため、トラブルになるのではないか。
- 安倍主査 あゆ特定区は友釣りがあまり行われていない区域である。友釣りを行う遊漁者とトラブルにならないよう、漁協が看板を設置したり、監視を重点的に行うようとする。
- 和泉委員 15匹という制限は自己申告なのか。
- 安倍主査 監視を強化し、確認をしていく。
- 和泉委員 特定区以外で友釣りはできるのか。
- 安倍主査 その通り。
- 大石委員 コロナ禍で海では遊漁者が増えたが、内水面では友釣りのハードルが高く若い遊漁者が始めにくい。ルアーフィッシングなら始めようとするのではないか。匹数制限は、見回りがあればある程度の縛りが出来て良いのではないか。
- 服部委員 今まで中学生の遊漁者はどのくらいいたのか。また、広報はどのようにしていくのか。
- 安倍主査 中学生の遊漁者がどのくらいの人数いるのか聞いていない。漁協ではフェイスブックなどのSNSを利用しているので、SNSで広報を行っていくのではないか。

○服部委員 せっかくならば、中学生に届く公報をしていただきたい。

○平野会長 御意見も出尽くしたようございますので、議事の（1）でございますが、事務局案のとおりしてよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（1）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（2）は「狩野川漁協共同組合（内共第8号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 それでは、議事2について説明させていただきます。資料2をご覧ください。今回の遊漁規則の変更の内容とその経緯について御説明させていただきます。経緯を説明いたします。変更する内容は4点ございます。1 ウナギ漁法の制限。うなぎ漁法において「置釣」、「穴釣」には規制を設けておらず、大量に捕獲する事例が相次いだため、これらの針の本数、仕掛けの数を制限するよう昨年、行使規則を変更しました。それに合わせ、行使規則と整合性が取れるように、遊漁規則を変更を行います。2 にじます漁業期間の変更。現在狩野川漁協のにじます漁業期間終了は、区域によって12月31日や9月30日などで異なっている状態です。遊漁者の便宜の観点から期間を10月31日に統一する変更を行います。3 黄瀬川特別区の区域、期間、漁法制限の緩和。現在、黄瀬川の特別区は五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区間となっており、区域が狭いという意見が多く漁協に寄せられていること等を踏まえて、特別区の区域、期間、漁法の制限緩和を行います。4 遊漁料金増額。近年、物価高により狩野川漁協の組合運営が苦しい状態にあります。節減を行っていますが限度があり、漁協経営の安定化を推し進める必要があります。また、令和4年度は令和3年度と比べ、あゆの遡上が改善いたしました。このことを踏まえて、河川環境の整備や子持ちあゆの放流などを行う必要があります。加えて、令和4年度は黄瀬川における遊漁者が増加したことを踏まえて、今後も好調を維持するため黄瀬川特別区におけるニジマスの放流を増やすよう、検討する必要があります。そのため、遊漁料の変更を行います。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。1 うなぎ漁法の制限。うなぎ漁業で「置釣」と「穴釣」について、統数又は規模において制限を加えます。置釣は釣2本以内5仕掛け以内とし、穴釣は釣1本に限るとします。2 にじます漁業の期間変更。柿田川を除く全川におけるフライ釣、テンカラ釣、ルアー釣は変更がありませんが、それ以外の区域や餌釣において、にじます漁業の期間を10月31日に統一変更いたします。にじます漁業に関する規則として、黄瀬川の五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域におけるキャッチ&リリースに限るフライ釣、テンカラ釣、ルアー釣は、削除され次の内容に移ります。

3 黄瀬川特別区の区域、期間、漁法制限の緩和。黄瀬川の五竜の滝から水窪大堰上流端までの区域を黄瀬川特別区とします。黄瀬川特別区では11月1日から2月末日までの期間にも、にじますのフライ釣、テンカラ釣、ルアー釣のキャッチアンドリリースのみを行うことに変更いたします。4 遊漁料金増額。変更する遊漁料金は、次のとおりとなります。全魚種は1日2,000円、1年13,000円。あまご・にじますは1日1,800円、1年8,000円。かには1年8,000円で、もじり・かごについては別途行使料として1本・1個あたり1,300円になります。こい・おいかわ・うぐいは1日1,000円、1年4,000円となります。黄瀬川特別区の遊漁料は、1日2,800円、1日の現場売り5,600円、1期間7,000円となります。また、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料には、上記の遊漁料金に同額の金額を加えた額とする、に変更いたします。全魚種及びあまご・にじます日券に限る女性の遊漁料が半額となつておりますが、こちらを削除いたします。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、狩野川漁業協同組合（内共第8号）の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○牧野委員

うなぎ漁業の置鈎は餌釣りも含まれるのか。

○日吉主事

含まれない。

○服部委員

期間の終わりが統一されるが、始まりが異なっているのは何故か。

○日吉主事

分からぬいため、確認し後日報告します。

○平野会長

御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（2）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○平野会長

ありがとうございます。それでは、議事の（2）については、決定ということです。

○平野会長

続きまして、議事の（3）は「太田川漁業協同組合（内共第20号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

それでは、議事3について説明させていただきます。資料3をご覧ください。今回の遊漁規則の変更の内容とその経緯について御説明させていただきます。経緯を説明いたします。太田川漁協では近年、女性の釣り人が増加してきたことか

ら、女性の遊漁者数の増加を図り、女性の釣り初心者に少しでも川に親しんでいただき、釣りの楽しみを実感していただきたいと考えております。そのため、女性の遊漁料金を変更いたします。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。今回の規則変更により、女性の遊漁料を中学生及び身体障害者と同じ、半額に変更いたします。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、太田川漁業協同組合（内共第20号）の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○平野会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 特に御質問等ないようですので、議事の（3）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長 ありがとうございます。それでは、議事の（3）については、決定ということ終了いたします。

○平野会長 続きまして、議事の（4）は「天竜川漁業協同組合（内共第21号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 それでは、議事4について説明させていただきます。資料4をご覧ください。今回の遊漁規則の変更の内容とその経緯について御説明させていただきます。経緯を説明いたします。変更する内容は2点ございます。1あゆ友釣りの「統数又は規模」の変更。ハリスに付いている針は「先針」と表すことが一般的であるため、実情に合わせた表記に変更したいとしております。2アユルアー釣りの追加。釣具メーカーから「アユルラー」が販売されるようになり、遊漁者からアユルラーを使用したいという希望の声が多くなってきております。そのため、天竜川漁協では今までルアーフィッシングの対象ではなかったあゆを対象魚種に加えることで、新たな遊漁者の獲得に繋げたいとしております。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。1あゆ友釣りの「統数又は規模」の変更。掛針の表記を「下針」から「先針」に変更します。2アユルラー釣りの追加。新たに「アユルラー釣」を漁業の方法に追加し、「アユルラー」の使用を可能とします。統数又は規模として、ルアーの大きさを8cm以上に限定します。その他は、友釣りに準ずるものといたします。区域として、秋葉ダムから河口の天竜川本流と天竜河内川・八幡川・一雲済川・西川・小芋川・横山川・二俣川・百古里川といたします。期間として、6月1日から10月31日までといたします。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は、天竜川漁業協同組合（内共第

21号) の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○平野会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○後藤委員 針数などは友釣りに準じるということか。

○平野会長 友釣りのルールをそのまま適用する。余計なルールを設けていない。これまでのように、遊漁者がルールやマナーを守っていただけます。必要があれば監視も増やし注意していく。互いに気持ちよく遊漁できるようにする。

○後藤委員 周知はどうするのか。

○平野会長 「釣人」という雑誌に掲載する。ビラを用意している。釣り具屋に対しては、必要に応じて公聴会を開催して疑問に答える。組合員には周知済み。釣り具メーカーも期待している。ルアーを使えるようになることで、若い遊漁者が増えることを期待している。

○後藤委員 匹数制限はあるか。

○平野会長 ない。餌釣りは100匹の制限を設けている。アユが多い時はアユが大きく育たないため、沢山釣ってもらいたい。

○和泉委員 リールを使うのか。

○平野会長 どちらでも良い。

○和泉委員 純粋な友釣りをしている人と場所が同じになってしまう。

○平野会長 先行者を優先する。疑似おとりを使った時点で友釣りではなく、アユルアー釣りになる。ひっかけ釣りはやってほしくない。ルアー 자체が高価であるため、遠くへ投げないのでないか。ルアーの開発はまだ発展途上。

○和泉委員 従来の遊漁者とトラブルにならないか心配している。

○平野会長 お互いにマナーを守ってやってもらうよう声かけをしていく。

○平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(4)でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○平野会長

ありがとうございます。それでは、議事の（4）については、決定ということで終了いたします。

○平野会長

続きまして、（5）「漁業権の切替えについて」と（6）「公聴会について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○安倍主査

資料5について説明いたします。漁業権の一斉切替に係る漁場計画案についてです。前回までは漁場計画原案を基に、皆様に報告、協議してまいりましたが、今回はいよいよ質問となります。

まず1ページ目の漁業権の一斉切替えについてです。漁業権とは、漁業法に基づく行政庁の免許によって設定された一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利で、共同漁業権、第一種～第五種、定置漁業権及び区画漁業権の三種類があります。そのうち、内水面における共同漁業権は第五種共同漁業権で、他は海面における漁業権になります。現在の免許件数は、31件となっています。内水面の共同漁業権は、令和5年12月31日に有効期限を迎えるため、令和6年1月1日付けで新たに免許を切り替える必要があります。

ローマ数字Ⅱの漁場計画案の作成についてです。（1）の漁場計画についてですが、漁場計画の内容について考慮すべきことは以下の点です。それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益※に支障を及ぼさないように設定されていること。「適切かつ有効」に活用されている漁業権があるときは、漁場計画策定時に、現在の漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権が設定されていることです。なお、「その他公益」とは、土地収用法その他土地収用に関する特別法により土地を収用し又は使用することができる事業であり、例えば、河川改修工事、堰堤の設置等の公共事業が該当します。（2）から（5）にかけてが今回の説明の全体像になります。（2）は今まで委員会で協議・報告してきた内容です。昨年度からの要望・実態調査を経て実際の利用状況や要望事項等の整理をしました。並行して、12月にはHPで素案を公表し、「意見なし」との1件の意見をいただき、公表しました。これらを踏まえて内水面漁場計画原案を策定しました。（3）の関係諸官庁との調整です。2ページを御覧ください。漁場計画は、公益に支障を及ぼさないように設定する必要があります。漁業法以外にも河川法の規制を受けることから、漁場計画原案について関係諸官庁、これは国土交通省の地方整備局、県の河川砂防管理課及び市町の河川課になります、こういった部署と協議をして、その結果、その他公益に支障を及ぼさない旨の回答を得ております。再び1ページにお戻りください。そして（4）の今回の質問になります。2行目に記載の免許の条件については、後ほど漁場計画の説明の際に補足いたします。最後に（5）です。今回、（4）の質問をいたしますが、漁場計画を作成するということは、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことのできる権利を県が設定することになります。すなわち、免許を受けた漁協、それから行使権のある組合員はその漁業を営める、という権利になります。一方で遊漁者は遊漁料を払わずに採捕行為を行うと罰則を適用されてしまう人がでできます。このため、（5）に記載のとおり、委員会では公聴会を開催

し、利害関係者の意見を聴いた上で知事に答申をしていただくことが定められております。スケジュールについては後ほど協議いたしますが、8月に東部、中部、西部の3地区で開催する予定です。

それでは、全体スケジュールの確認から御説明していきます。3ページを御覧ください。A4一枚にしているため文字が小さくなっていますが、上から二番目の要望調査から一番下の免許公示までが漁業権免許までの作業スケジュールになります。今どの辺りかが解ればと思っております。現在は令和5年の5月の所になります。時間的には残り7か月ほどですが、今回の漁場計画の諮問から免許者の決定にかかる答申事項まで審議が続きますのでどうぞよろしくお願いします。4ページを御覧ください。こちらは作業の手順をお示しした流れになります。2にあります漁場計画の作成については、既に作業が済んでおります。5ページに移っていただき、一番上、漁場計画の諮問が今回に当ります。この後、公聴会を開催し、その結果をもって8月に予定している委員会にて皆様に答申をいただきます。また、このときに、「免許の条件」にかかる諮問・答申を行います。8月の委員会で答申をいただいた後、漁場計画を公表。その後、免許手続に入つて参ります。次の6ページには、第五種共同漁業権の漁場計画策定について、知事から内水面漁場管理委員会会長あての諮問文を添付しております。次のページを御覧ください。公聴会を経て、答申をいただいた後の告示の案文になります。このページで、漁場計画の見方、全体的な項目をまず説明させていただきます。漁場計画の概要ですが、内容として定めるべきものがいくつかあります。まず1の存続期間。これにつきましては、原則10年となっておりますので、令和6年からの10年間を予定しております。2の申請期間につきましては、手続きに余裕を持った任意期間ということで、10月1日から10月31日までの期間で免許申請の受付を予定しております。3の免許予定日については、切替えということで、令和6年1月1日とします。4以降は、漁場計画本体の内容になります。8ページを御覧ください。内共第1の漁場計画案になります。一番上、まず、免許番号から始まります。これは全県の通し番号です。2つ目が免許の内容たるべき事項で、(1)が漁業種類及び漁業の時期を定めております。(2)が漁場の位置ですが、こちらは漁場の存在する位置で、(3)が漁場の区域から自動的に決まります。(3)が漁場の区域になります。点の位置及び河川名で漁場の区域を定めております。3の条件についてですが、漁場計画に載せておりますが、計画そのものではなく別に定めることができるとされているものです。この条件については、次回の委員会で諮問させていただきます。4の関係地区については、免許の際、関係を考慮すべき地元住民の範囲を定めております。こちらは、漁場の位置、漁場の利用形態に応じて、地元と呼べる漁業者の範囲はどこまでかを定めています。漁場計画の個別の免許内容に入る前の全体的な説明事項については以上です。

今回、漁場計画を立てるにあたって、現在の免許内容から変更するものについて説明します。かなり飛びますが、40ページを御覧ください。前回の委員会で、漁場計画案の新旧対照表と漁場図について報告させていただいたため、今回はこれらの資料を省略させていただきました。また、経年劣化等によって基点位置を変更したものもありますが、それについては説明を省略させていただきます。なお、いくつかの計画で、漁場区域を拡大した計画を立てました。これらは、河川

管理者から公益に支障を及ぼさないと判断されたものであり、また、漁協が主だって、地元住民や遊漁者と調整を図った上で、県のHPで計画素案の公表を行いましたが、反対意見もなかつたことから漁業調整上の支障もないものと判断しております。

それでは、順番に説明していきます。第1号、主な河川は伊東大川等です。漁業種類で「うなぎ漁業」を削除します。これは、対象漁業の採捕者がいないためです。また、漁場の区域について、泉川を削除するとともに、落合川の区域を縮小します。これは、河川環境の変化により漁場として適さなくなつたためです。第4号、主な河川は稻生沢川等です。婆娑羅川を含む3河川を追加します。第8号、主な河川は狩野川です。漁場の区域についてですが、河川の名称に誤りがあつたため、正しい河川名に修正しました。第9号、鮎沢川については、漁場の区域を、堰堤の上流端までおよそ100mほど拡大しました。第11号、主な河川は潤井川等です。漁場の区域に清水川を追加しました。第15号、鯨ヶ池については、前回の委員会にて報告しましたが、漁協が漁業権を放棄し、解散したため、今回、計画は策定しません。第17号、主な河川は大井川等です。排水路下流端から大井川までの区域と榛原川を追加しました。第19号、主な河川は原野谷川等です。漁業種類で、「あゆ漁業」を削除しました。また、漁場区域については、倉真川と逆川を削除しました。これは河川環境の変化により漁場として適さなくなつたためです。第21号、主な河川は天竜川等です。次のページになりますが、関係地区について、「磐田市」を「磐田市（旧磐田郡福田町を除く）」に変更しました。これは、かねてより当該区域に内水面の漁業者がいないためです。第23号、主な河川は天竜川の上流域です。「ふな漁業」と「うなぎ漁業」を削除しました。第24号、主な河川は阿多古川です。阿多古川の漁場の区域を縮小します。これは、河川環境の変化により漁場として利用できなくなつたためです。第27号、主な河川は戸中川です。漁業種類で「わかさぎ漁業」を追加します。これは、戸中川の漁場区域の拡大に合わせて、増殖可能な魚種を対象漁業に設定します。第29号、主な河川は新川です。「こい漁業」と「ふな漁業」を削除します。第30号、主な河川は都田川等です。「もくずがに漁業」を追加します。最後に、第31号、井伊谷川です。「もくずがに漁業」を追加します。以上が、現在の免許内容からの変更点になります。漁場計画の全文は8ページから39ページまでになります。内容については、前回、報告した資料から一部、微修正をしたものもありますが根本的な変更はございません。

今回、こちらを諮詢いたしまして、次回、8月に答申をいただくまでの間に委員会として公聴会を開催していただくことになります。44ページを御覧ください。切替え時の公聴会の開催日、出席委員等の案になります。公聴会の概要を御説明しますと、漁場計画に対して利害関係人、これは漁業者や新たに漁業を始めようとする者、その他利害関係人等、漁業権を設定した場合に何らかの関係がある方を指します。そういう方が漁業権の設定について意見を述べることが出来る場となります。当日、委員の皆様は、漁場計画及び漁場の図面をもとに、意見を述べようとする者の意見を「聴く」ことになります。表の下に記載の通り、委員会は公聴会においては、討論又は評決を行わないこととなっていますが、委員の皆様が公述人の意見を把握するために、質問をすることは可能です。公聴会は、県

内の3カ所、東部、中部、西部で開催します。会長、和泉委員、森田委員、牧野委員については地元で開催する公聴会に出席していただくよう日程調整させていただきました。その他の委員の皆様についても、いずれの公聴会に1回、参加していただく案になっております。急な予定が入ってしまった場合にはご連絡いただければと思います。なお、中部地区の公聴会は午前中に開催し、午後2時から委員会を開催する予定であります。委員会では、公聴会の結果について事務局から報告後、知事宛の答申について御審議いただきます。公聴会の開催にあたっては、委員の皆様方に出席依頼文書を送付いたします。

長くなりましたが、漁場計画案についての説明は以上です。今回、質問はするものの答申は次回になりますので、漁場計画の内容や公聴会についてご意見、ご質問がございましたらお願ひします。以上です。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長

特に御質問等ないようですので、議事の（5）と（6）については終了いたします。

○平野会長

続きまして、（7）「令和4年度放流実績の続報について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

それでは、議事7について説明させていただきます。資料6をご覧ください。令和4年度放流実績の続報について御説明させていただきます。

前回第331回委員会での報告どおりとなった放流実績について報告いたします。阿多古川漁業協同組合です。令和4年度目標増殖量分のニジマス、アマゴの放流を行う予定でしたが、カワウの被害を避けるため令和5年の渓流釣り解禁前に放流すると報告していました。実績として報告どおり、この分の放流は令和5年2月10日に実施いたしました。

次に第331回委員会での報告から修正が必要となった放流実績について報告いたします。一つ目に入野漁業協同組合です。令和4年度目標増殖量分のフナの放流を行うと報告していました。実績として放流は中止となりました。未達の理由は、不測の事態により予定していた調達先から種苗の入手が不可能となつたためです。令和4年度分の放流は令和5年度分と合わせて放流し、目標増殖量を達成することです。二つ目に佐久間ダム非出資漁業協同組合です。令和4年度目標増殖量分フナの放流を行う予定でしたが、遊漁料収入激減により種苗の十分な調達ができず一万六百尾から一万尾を放流すると報告していました。実績として放流は中止となりました。未達の理由は、不測の事態により予定していた調達先から種苗の入手が不可能となつたためです。令和4年度放流実績の続報については、以上となります。

○平野会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

- 秋山委員 フナの種苗はどこで作っているのか。
- 板橋局長 調達するのは内漁連のセンターからである。
- 日吉主事 種苗を生産している業者は把握していない。
- 秋山委員 県内では作っていないよね。
- 日吉主事 分かったら報告します。
- 平野会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（7）については終了いたします。
- 平野会長 続きまして、議事の（8）は「その他」でございます。まずは、ア「他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 今回、他の事項として御説明することはございません。
- 平野会長 特に無いようでございますので、次に移ります。
- 平野会長 続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について、御連絡します。次回の開催は8月9日（水）、午後2時から県庁で開催いたします。次回開催日程については以上です。
- 平野会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。
- 平野会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 伊藤課長 平野会長どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第332回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 5 年 9 月 8 日

議 長

平野國行



令和 5 年 9 月 14 日

議事録署名人

古畠 兎子



令和 5 年 9 月 22 日

議事録署名人

森田 禮治



